

訪問系サービス

短期入所系サービス事業所

の皆様へ



利用者のお口をチェックして、

情報提供することの加算が新設されました

令和6年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
訪問系及び短期入所系サービスにおける口腔の連携強化に関する調査研究事業

利用者のお口をチェックして、 情報提供することの加算が新設されました。

口腔連携強化加算

在宅で過ごされる利用者に近い皆さんが、利用者のお口を見た情報を歯科医師等と介護支援専門員に伝えることを評価する加算です。

評価方法がわかりやすい資料もあります。この機会にお口の評価をしてみませんか。

口は体の入口です。口の中を清潔に保つこと、上下の歯できちんと噛めることには沢山の良い効果があります。



事業所のメリット

口腔の管理に注視している事業所であることがわかります。
1月に1人につき50単位が算定できます。



職員のメリット

口の中を確認する方法が身につきます。
困った時に歯科医師や歯科衛生士に相談しやすくなります。



利用者のメリット

なじみの職員がお口の状態を確認してくれます。
口の健康を維持することは、肺炎の発症予防や全身の健康維持につながります。



算定できる事業所は以下のサービス提供事業所です

訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（★：介護予防も含む）

加算を算定するには以下のステップを参考にしてください。

加算取得の手順

ステップ1 体制届出を提出

詳しくはこちら

厚生労働省のHPにある「体制届出に関する通知」の項目にある別紙様式11を使います。



訪問診療実施している歯科医療機関はナビイ等でも探すことができます。



ステップ2 利用者の口腔の健康状態を確認します

詳しくはこちら

お口の確認項目が8個あります。➤



ステップ3 歯科医療機関と介護支援専門員に情報共有をします

もう少し詳細を知りたい方はこちらをご覧ください ➤



算定についてよくわからない方は、算定する事業所のある市町村にまずはお問い合わせください。



一般社団法人

日本老年歯科医学会

Japanese Society of Gerodontology